

重 要

令和7年6月3日

会員各位

JU静岡オートオークション
流通委員会
クレーム委員会

会員規約 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和7年7月1日より、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。
会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。
今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

規約変更事項

第8章 クレーム規約 第5条 クレーム受付期間

1. クレーム申立は、オークション開催日を含めて5日以内(開催週土曜日)の午後5時までとする。ワンプライス・即落については、落札日を含む5日以内の午後5時までとする。午後5時を超えてワンプライス・即落にて落札されたものは、翌日が落札日とみなす。
2. 遠方地域については、クレーム受付期間延長の申立ができる。その場合の申立期限はオークション開催日を含めて5日以内の午後5時までとし、クレーム受付期間は当該車両が落札店へ到着した翌日の午後5時までとする。期間延長の最長はオークション開催日を含めて10日以内の午後5時までとする。
遠方地域とは、静岡県、愛知県、神奈川県、山梨県を除く地域とする。
搬出期限内にお引き取りいただけない場合は、クレーム延長の申請を行えません。
3. その他、クレーム受付・申告期間延長を申立てする場合、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会が認める事項で、天変地異等によって車両輸送が困難の場合に限り延長を認める。但し期間については、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会の裁定によるものとする。その他輸送業者の都合や落札店都合での延長は認めないものとする。
4. その他事由により別に期間を定めるもの。(最終日の午後5時までとする)
以下項目省略

※ _____ 部分が変更箇所です。

以上